愛知県ボディビル・フィツトネス連盟　細則

第1条　【名称】
本会は愛知県ボディビル・フィットネス連盟(以下 ABBF という）　と称する。

第２条　【理事会】
1. 愛知県ボディビル・フィットネス連盟加盟団体理事及び理事により構成する。
2. 理事会は、原則として理事以外の者は出席することはできない。但し、事前に理事長の承認を得た者はオブザーバーとして出席することができる。
3. オブザーバーは、理事長又は理事会で意見を求められたとき発言できる。議決には関与しないものとする。
4. 各団体の理事が理事会に出席できない場合は、議案に関して理事会の決議に委任をする。
但し、全権及び責任を委任した代理を出席させることが出来る。この場合、前もって理事長にその旨、届け出て、承認を受けることとする。
5. 団体代表以外に学識経験者、大会運営委員を理事とし理事会構成員とする。

第３条　【理事】
1. 理事とは、加盟クラブで認められた代表者及び学識経験者、選手代表として選出されたもので、本連盟の理事会にて理事として承認された者をいう。任期は２年とし再選を妨げない。
加盟団体で、理事の交代のあった場合は速やかに届け出、理事会の承認を得る。
2. 理事は、理事会において議決権を有する。
3. 理事は、理事会に出席し本連盟の運営に必要な業務を遂行する義務を有する。
4. 理事は、本連盟主催大会の運営において協力する義務を有する。
5. 理事は、(公社)日本ボディビル・フィットネス連盟（以下「ＪＢＢＦ」という）の規約と本連盟の規約、細則を遵守する義務を有する。

第４条　【常任理事会】
1. 理事長、副理事長、及び理事の中より選出された者により常任理事会を組織できる。
2. 常任理事会は連盟の運営を迅速に行うため、懸案に関して審議し理事会に提案できる。

第５条【他組織】
1. 本連盟の役員及び選手は、上部組織を除く他のボディビル・フィットネス関連組織の役員を兼任することはできない。
但し、理事会が承認した場合はこの限りでない。
2. 本連盟の役員及び選手は、ＪＢＢＦの未承認ボディビル組織に関与（選手・役員・実行委員・共催・招聘・協力等）してはならない。

第６条【ＪＢＢＦとの手続き】
1. 本連盟加盟クラブとＪＢＢＦとのあらゆる手続きは、理事長または事務局によってのみ行うことができる。

第７条【理事の責任】
1. 理事は、所属選手に対して、ＪＢＢＦ規約及び本連盟細則を遵守させる債務を負う。
2. 理事は、所属選手がＪＢＢＦ未承認大会に出場しないよう指導する。 会員が指導に従わず、又は無断で出場した場合は、出場した者の氏名を速やかに本連盟本部に報告する。
3. 理事は、過去にＪＢＢＦ未承認大会に無断で出場した選手の、本連盟主催大会への出場申込をしてはならない。但し、事前に日本連盟、理事会に申請し承認された場合はこの限りでない。
4. 所属選手のＪＢＢＦ未承認大会への出場経験の有無は、理事に調査義務が有るものとする。
5. 理事は本連盟による他理事、選手との関係を商業、政治的目的で使用することを禁止する。
6. 所属選手に対しアンチドーピングを指導実践する
7. 理事は県連盟の運営に責任を持って関わる

第８条【クラブの加盟】
1. 加盟申請書を受理した地方連盟は、それを審査し本連盟の加盟クラブとして適格と認められた場合は加盟申請書にその旨を記入し、本連盟へ書類を提出し、JBBF の承認を得た後に正加盟または準加盟となる。
2. 過去に加盟団体の代表者または有給コーチがドーピング検査で陽性となった団体の加盟は原則として認めない。エフェドリンによる陽性はその対象としない。(但し、日本連盟において処分がなされ、これに従った場合はその限りではない)

3. いずれの場合も、日本連盟規定に準ずるが、理事会で審議し出席理事の過半数をもって承認される

第 9 条【選手登録】

1. 本連盟に選手登録する者は、愛知県に居住または隣接する東海ブロック(三重・岐阜・静岡)より、愛知県に勤務・通学する者で日本連盟の選手登録条件を満たしている者とする。
2. 日本に永住権を有しない外国人は、外国人登録証のコピーを添付する。外国人登録証の無い者、観光ビザで来日中または不法滞在の外国人の選手登録は認めない。
3. 過去にＪＢＢＦ未承認大会に出場した選手の選手登録は日本連盟の規定に従い届出する。
4. 過去に他の地方連盟で選手登録を拒否された又は除名された選手の登録は原則として認めない。

第 10 条【ドーピング検査】

1. 本連盟は、大会時検査及び大会以外検査（抜き打ち検査）を行うことができる。
2. ドーピング検査の費用について陽性が出た場合、本連盟より JBBF に支払う罰則金と同額を、違反者は本連盟に対し支払うものとする。

第 11 条 【アンチ・ドーピング】

1. 本連盟は、ＪＢＢＦの定款・規約･規程を尊重し、アンチ・ドーピング（禁止薬物の使用反対）を推進し、ドーピング（禁止薬物の使用）行為や助長となる行為を禁止する。
2. 本連盟の理事は、登録選手がドーピング行為や助長となる行為を行わないよう管理･指導する責務を負う。
3. ドーピング検査で陽性となった者は、(公社)日本ボディビル・フィットネス連盟の規程に基づき厳正に処分するとともに、ＪＢＢＦが制定した罰則金制度に準じて本連盟も罰則金を課す。
4. 理事、選手は JADA の公示する薬物に関する情報に注意し大会に臨むこと

第 12 条【大会での違反行為】

1. カラー/オイル規定違反、大会会場を汚した選手は、失格を含むペナルティを課す。
2. 会場を汚す備品の破損等の場合、会場の汚れを落す費用および修復費用は、汚した選手が全額負担する。選手が負担しない場合は所属団体が負担する。
3. 集合時間に遅刻、大会規定に従わない等の違反者は失格を含むペナルティを課す。
4. 処分は大会実行委員長が決定し、理事/審査員に了解を得て下す。

第 13 条【他の選手権大会出場資格】

1. ブロック選手権への出場承認は、出場カテゴリーに準じ、東海大会は過去に本連盟主催大会で一般 6 位以上の選手であること(クラス別/クラシックは 3 位以内とし、出場者の少ない時は優勝者のみとする、資格はカテゴリーにより、主催者の規定に従う)西日本大会は 3 位以内(クラシック/クラス別は優勝者とする)
2. ジャパンオープン選手権等の出場承認は、原則として、過去に本連盟主催大会一般の部において 3 位以上の選手であること
3. 全日本クラス別/クラシックは、愛知クラス別/クラシックで優勝または連盟の推薦を受けた者、愛知大会一般で過去に 3 位以内入賞者とする。
4. メンズフィジーク、ビキニフィツトネス、ボディフィットネスは上位大会の出場資格規定に従う
5. いずれの場合も本連盟の承認を必要とする。

第 14 条【行事以外の活動】

1. 理事・登録選手・加盟団体がテレビ・雑誌等のメディアやセミナー･後援等の活動に「ボディビル関係者」として参加する場合、報酬の有無に関係なく、事前に本連盟に申請し許可を得なくてはならない。
2. 申請においては、企画者よりその詳細を明記した企画書を本連盟に提出し、ボディビルの品位を損なう行為があると判断できる場合は参加を認めない。

第 15 条 【懲罰】

1. 団体、選手が連盟規定に違反行為又は問題を起こした場合、その場の処置は理事長の権限により行われる。本連盟はそれに対し懲罰を行うものとする。
2. 但し、懲罰を発する前に注意、勧告等を役員が行い、それでも改善の意志のない場合に理事長が処分を決定し、理事会に懲罰内容を諮問することとする。
3. 注意、勧告、処分等は理事長の判断で、懲罰の決定は理事会の 2/3 以上の賛成を要するものとする。
   ① 連盟の品位を損なったり、名誉を傷つけたと判断される場合
   ② 理事・登録選手の名誉を故意に傷つけ、悪質と判断される場合
   ③ 理事・登録選手に対し迷惑行為があったと判断され改善の意思のない場合

④ 大会の品位を損なったり、係員の指示に従わないなど、進行の妨げや関係者に迷惑となる行為があったと判断される場合
⑤ 理事会の進行を妨げるような議論・提案をしていると判断される場合
⑥ 理事・登録選手・団体関係者として常識的判断や行動が出来ていないと判断される場合
⑦ 連盟規定に違反をした場合。

4. 決定された懲罰に対して、当事者が不満のある場合は書面で不服申請を申し立てることが出来る。
不服申し立てのあった場合、理事長は役員、有識者、選手の中から調査委員会を選任し、不服の内容について審議する。　結果を当事者に伝え、懲罰が確定するものとする。

第16条　**【大会運営委員】**

1. 理事長は大会を企画、運営する為に、大会運営委員を設置することが出来る。
2. 運営委員は、役員が推薦し、理事会の承認をもって任命される。
3. 運営委員は、理事会に学識経験者等と同等資格で参加し、審議に参加、大会の運営にあたる。
4. 選任された委員は理事として、本連盟、大会の運営に尽力するものとする。

第17条　**【細則の改定】**

1. この細則は、理事会において議決を経なければ変更することはできない。

第18条　**【個人登録選手】**

1. 個人登録選手は、自身が団体代表であり所属選手でもある、したがって連盟細則の各条項について、個人登録選手は全て理事と同じ責任を負うものとする。
2. 個人登録選手は理事として理事会に参画することは出来ない。
但し、継続的に連盟に協力する意思のある者は運営委員となることが出来る。

第19条　**【非常時積立金】**

本連盟は非常事態(中止等)により大会を開催出来なくなっても、その年度に必要となる大会経費(予定大会数分)を積立金として内部保留し支払いに充てることとする。
積立金は事務局が預かり、不足しないよう管理する。

平成 15 年 4 月 1 日発効
一部改正　平成 18 年 4 月
一部改正　平成 25 年 4 月
一部改正及び追加条文　令和 3 年 11 月